



認めるときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 〔略〕

第7条～第11条 〔略〕

附 則 〔略〕

たときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 〔略〕

第7条～第11条 〔略〕

附 則 〔略〕